

第四回福生市議会定例会会議録 (第十九号)

平成二年十二月二十日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。

一 出席議員は次のとおりである。

一 番	田 村 正 秋 君
四 番	浜 中 輝 夫 君
七 番	佐 藤 慶 二 君
十 番	村 野 和 一 郎 君
十三番	遠 藤 洋 一 君
十六番	井 上 寅 吉 君
十九番	堀 川 實 君
二十二番	

二 番	大 森 進 君
五 番	須 釜 亮 次 君
八 番	林 田 武 君
十一番	松 山 清 君
十四番	赤 星 行 人 君
十七番	上 野 重 勝 君
二十番	指 田 保 雄 君
二十三番	仲 村 清 信 君

三 番	野 口 秀 世 君
六 番	南 木 繁 男 君
九 番	在 原 博 子 君
十二番	原 敏 子 君
十五番	齋 藤 巽 君
十八番	小 野 沢 久 君
二十一番	東 田 正 治 君
二十四番	村 尾 栄 次 君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十二番 宮 沢 良 一 君

一 欠員は次のとおりである。

な し

願いし、その後新たに提出されました議案、陳情を前例に倣いまして編成いたしました。

なお、日程第六、日程第七、日程第八については一括上程し審議願うこととしております。

次に全員協議会でございますが、理事者の申し入れ、また議会側の協議事項があり、本会議終了後に開催し協議願うこといたしました。

以上でございますが、本定例会最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（仲村清信君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願っています。

○議長（仲村清信君） これより日程に入ります。

日程第一 議案第九十四号 福生市立学校施設設備使用条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、教室、校庭、体育館のそれぞれの利用状況を伺いたい。また、現実的にどういう団体が使用しているのか。三十八万円を予定しているということだが、今までどのぐらいの使用料が入っていたのかの質問に、理事者より、教室については一般的には、この条例そのものを適用した使用というものはない。校庭の使用は平成元年度は五百四十二件、一万九千五十三人が利用。体育館においては、小中十校二千四百八件、四万五千三百八十四人が利用している。使用の内容だが、公共に準ずるような形の場合のみに限

定し使用させていただいている。そんなことから、減免になるケースが非常に多い。使用料の額については、利用料金とイコールになって、現在まで徴収された実績はないとの答弁がありました。

また、委員より三十八万円を予定しているということは、主として校庭照明にかかわるのか、減免していた団体も料金はいただくのかとの質疑に対し、理事者よりそのとおりで、校庭照明の電気料については、原則有料としたい。減免の額は市及び市内の公共団体が利用する場合、あるいはその他、個人でも教育長が公益上認めた場合には減免となる。一般の方が使用する場合には、校庭照明料として一時間千円を徴収させていただくとの答弁がありました。また、委員より照明料金を利用者が負担しなければならぬのかとの質疑に対し、理事者より、現行の規定の中では、本来有料ということになっており、この精神には変わらぬ。ただ、現実の運営面では、学校開放規則に免除規定があるが、校庭照明については、その辺を明確にしたい。また、教室、体育館の電気料についてはうたっていないとの答弁がありました。

また、委員より学校施設が避難場所として使用する場合はどうなるのかとの質疑に対し、理事者より、市民の生命、財産にかかわる大きな災害等の場合には、使用条例が云々という前に即対応すべきものであるとの答弁がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立により採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十四号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（仲村清信君）（賛成者起立）
起立多数であります。よって議案第九十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二 議案第九十五号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十五号についての審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたが、特に発言もなくお諮りをいたしましたところ、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第三 議案第九十六号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告をお願いします。

まず、総務委員長林田 武君。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号中、総務委員会所管分につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、歳入全般について理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、税について補正予算（第二号）で出されている五千四百万円というのは、大体そのときに見通したものの金額と理解していいのか。また、ひとり親家庭の医療費助成事業補助金の減額について伺いたい。また、土地の売り払い収入の背景について伺いたいとの質疑に対し、理事者より、今後の市税の見通しは、市民税で二千万円ぐらいの増額が見込める。ひとり親家庭の医療費補助であるが、市民の皆さんには、市のお知らせ、個別の通知でお知らせしているが、新規事業ということでこのような状況になった。土地の売却収入は、児童遊園を借りていた場所は、地主さんの都合で返還ということになり、それにかわ

る土地を見つけてほしいという地元の要望があり、付近の土地が地主さんの協力を得て得られ、土地開発公社に先行取得をさせていただいた。その中の地主の一人が代替地がほしいということで、土地開発公社が所有していた土地を、そのときの原価で市が買い戻し、地主へお売りすることであるとの答弁がありました。

次に、歳出について理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、都市施設整備基金に、また一億五千万円積み立てるということだが、財源についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、理事者より、今後の財政需要という問題が一つ。また、今回の財源余剰が出て、この五千四百万円という用地買収費は公社から買うわけだが、それで二億一千万円で、土地所有者から買うと、その差という部分が大きい。これは、来年度になったら、もう一度買い戻していく金になる。そんなことから、入れさせてもらったとの答弁がありました。

質疑の中で反対との意見があり、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 次に、建設委員長野口秀世君。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第九十六号中、歳出予算のうち、建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、銀座商業会の装飾灯は二分の一補助すると五百円不足するのはなぜかとの質疑に、理事者より補助制度上の二分の一補助であり、かつ千円未満は切り捨てをするとなっていることによるものである

との答弁があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告とおり御決定下さいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 次に、厚生委員長上野重勝君。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第九十六号中、厚生委員会所管分について、委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

最初に福祉センター関係について、従来総合福祉センターと呼んでいたのに、総合を取った理由は何かとの質疑に対し、総合福祉センターと言え、授産所等いろいろなものがあるが、既にれんげ園が開設をされており、それらは入らないということ、総合という字を取った。また、この計画としては、老人福祉センター、障害児保育施設、デイサービス、機能回復訓練施設、シルバー人材センター、事務局、研修室、会議室、ホール等を予定しておるとの答弁がありました。

また委員より、オーブンの時期はいつか。市民や福祉団体関係の意見は聞くのかとの質疑に対し、この計画は平成四年度に実施設計を考えている。また、福祉団体等の意見等については、調査委託が終了後に意見交換を行うという答弁がありました。

次に、ひとり親家庭医療費助成事業関係につきまして、この事業費が減った理由は何かとの質疑に対し、この事業は新規事業のため、実績が見込みより低かったものであるという答弁がありました。

次に、福生保育園の改築の関係ですが、仮園舎の面積、園庭の面積は幾らかという質問に対し、七百平方メートルの土地を借り、園舎は三百七十平方メートルを予定している。また、園庭について十分

でないものについては、近所の公園を利用するとの答弁がありました。それから、改築後の面積はどのくらいかという質疑に對しましては、新園舎は八百平方メートルを二階建てで建築するというような答弁がありました。それから、改修費は都が全額負担するのかという質問に對しまして、埋蔵文化財の調査、引越し費用等、考えられるものすべてのものについて予算措置していただけるものと確認をしているという答弁がありました。

また、福祉保育園、熊川保育園はいつから市が負担し、その額は幾らくらいになるかとの質問に對しまして、平成四年及び五年ということで、契約時、ゼロ歳児を持っていたところは、契約後六年、それ以外は五年という協定になっているので、このようになる。市が負担する金額は両園で七千万円くらいとなるという答弁がありました。

なお、審査中に保育園の移管については、従来から反対しているもので、この予算についても反対である旨の発言がありましたので、起立により採決いたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ当委員会報告どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長長の報告に對する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

○討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第九十六号 平成二年度福生市一般会計補正予算（第三号）について、反対討論を行います。

本補正予算の問題点は、主な歳入となりました土地売却収入二億一千百三十七千円を歳出で、公園整備事業代替用地取得費五千四百七十三万九千円に使用したほかは、都市施設整備基金に一億五千万円などを積み立ててしまったことであります。住民一人当たりの積立額で三多摩トップをさらに押し上げる結果となりました。私はたびたびこの積立金のことで申し上げているわけであり、際限のない積立金の増額は、地方自治体としての機能をみずから放棄することにつながるものであり、これは改めていかなければならないのであります。本補正予算において、福祉センター建設調査委託料三百九十万円などが計上されておりますけれども、積立金の問題は、地方自治体の本質にかかわる重要なことでありまして、私は本補正予算について反対をしたいと思います。

今後、住民の納めた税金、また住民の財産である土地の売却処分による収入、こうしたものは、やはり住民の暮らしを守るために活用されなければならないことであります。住民こそ主人公という、こうした立場に一日も早く立って市政運営をされることを強く要求いたしまして、簡単ではございますが、反対討論とするものであります。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者六番南木繁男君。

（六番 南木繁男君登壇）

○六番（南木繁男君） お許しをいただきまして、議案第九十六号 福生市一般会計補正予算（第三号）につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本年度三回目の補正であります、その内容を見ますと、歳入では市税におきまして、市民税の個人分の調定額の増によるもので、また、財産収入では、来年度計画されております志茂地区の公園をつくるために、土地買いかえによる土地売却収入、それに収益事業二十周年記念による配分金でありまして、まことに当市にとっては、喜ばしいものだと思っております。

また、歳出面においては、特に民生費で、補助単価等の見直しによる増と、また懸案であります待望久しい（仮称）福祉センターの建設によるための調査委託料の計上。それに今後、財政需要に對應するため都市施設整備基金の積み立てでありまして、これは、今後の福祉センター、地域体育館、庁舎建設等、

めじろ押し的大型事業のための財政需要を考えれば、まさに時宜を得た当然の措置であると考えます。

よって本補正予算については、全面的に賛成するものであります。以上、終わります。

○議長（仲村清信君）

以上で討論を終わります。

これより議案第九十六号について起立により採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君）

起立多数であります。よって議案第九十六号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君）

日程第四 議案第九十七号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君）

御指名をいただきましたので、議案第九十七号の審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、医療費は一番不安定な要素があつて、わからない部分が多いが、これで大丈夫であるか。また、老人保健への拠出金が足りなかった原因は何か。支払基金は増額されてくるのか。予備費が残が九百万円。また、療養給付費を三千万円減額し、歳入では療養給付費負担金が増額しているというのは矛盾ではないか。また、これでこの冬は乗り切れるのかというような質問がありました。

これに対しまして、理事者より、医療費の今後の支払いについては、大体六％増ぐらいを見ているので大丈夫である。拠出金の根拠は、前々年度の医療費の額に予想伸び率を加え、これに概算加入者調整率を掛けて算出するが、今回足りなかったのは、この調整率が足りなかったためである。また、支払基金はそれなりに基金の方からくると理解をしている。療養給付費は何とか年度末まで持ちこたえられるのではと予測をしている。伸び率も低いので、このくらいでおさまれば繰り越しも多少出るのではないかというような答弁がありました。

また、審査中、この予算は国保財政の苦しい中で、不足分を療養給付費の減額で出しているが、一般会計から繰入金で賄うべきものであるというような意見がございました。

その後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり可決くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（仲村清信君）

以上で委員長の報告は終わりました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第九十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（仲村清信君）

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第五 議案第九十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名がございましたので、議案第九十八号 平成二年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、事業費のうちの管渠費の設計委託料の減額の理由は何かとの質疑に、理事者より、当初、東京都の指示もあり、山王橋通り、奥多摩街道と二本に分けて実施設計をしたが、その後、東京都や建設省の指示により、一本としたことによる減額であるとの答弁がありました。

委員より、二本が一本にできるなら、最初からそのようなようにすれば補正の必要もないので、その辺を踏まえ合理的に安くできるよう当初から考えていたのだきたいとの要望があり、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九十八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第六 陳情第二十三号 「脱原発法」の制定を求める陳情書、日程第七 陳情第二十二号 「脱原発法」の制定を求める陳情書、日程第八 陳情第二十八号 「脱原発法」の制定

を求める陳情書の三件を一括して議題といたします。

本三件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 林田 武君登壇）

○総務委員長（林田 武君） 御指名をいただきましたので、陳情第二十三号、陳情第二十二号、陳情第二十八号につき、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、日本はエネルギーの八割を海外に依存しており、特に火力エネルギー等は酸素を燃焼させ、二酸化炭素を発生させ、地球の温暖化につながっており、また経済面から見ても水力発電より割安であり、そういったもろもろの観点からいっても、原子力エネルギーは必要である。そういった点から反対である。委員より、石油や石炭が原子力エネルギーの反対側にあるというのは過去の考え方であり、むしろ地球の温暖化を考えるならば、むしろ代替案を考えると、今、代替案で出てきている原子力エネルギーがどのくらい危険であるかということが、陳情の骨子である。そういった意味から、いまずくに原子力発電をとめるということは別の議論であり、安易に放射能エネルギーを使っている政府等に警鐘を乱打するこ

とや慎重に考えましようということであり、陳情者の趣旨は重要であり速やかに採決すべきである。

委員より、核エネルギーの研究と利用がまだごく単純な段階にあるにもかかわらず欠陥があるということ、核エネルギーの平和利用というものにふたをしていいものかどうか。原子力の将来の可能性をすべて否定する態度をとらないという立場から、賛成しかねる。また、「脱原発法」を制定してほしいということに反対である。

委員より、今心配されることは、核エネルギーが暴走したときに放射能汚染ということ、みずからの手でこの地球を汚染してしまうと考える。人間は経済活動をしていかなければならない宿命はあるが、これからの私たちの先取りとして、この趣旨は賛成であるとの意見がありました。

その後、起立によって採決いたしましたところ、賛成少数で不採択となりました。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 陳情第二十三号「脱原発法」の制定を求める陳情書、陳情第二十二号「脱原発法」の制定を求める陳情書、同じく陳情第二十八号「脱原発法」の制定を求める陳情書の三件について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

私は、まず初めに、原子力発電の歴史的経過と今日の原子力発電の問題、そして私どもの考えなどにつ

いて述べたいと思います。一九三八年に核分裂が発見されてから現在までわずか五十一年しかたっておりません。しかし、核分裂の発見からわずか七年で原爆がつくられ、広島、長崎に投下されるなど戦争が機動力となって原子力開発が進められてきました。ですから、現在使用されております原発の軽水炉は発電用として優れているという理由からではなく、アメリカが当初の潜水艦用動力炉を商業用原子炉に転用したものの結果にはかなりません。

さて、日本の原子力開発ですが、実際の研究開発に携わる科学者の声も聞かずに、一九五四年度、原子炉予算二億三千五百万円、これはウラン235をもじった数字であります。中曽根代議士らによって緊急提案、国会通過という唐突な形で行われました。この年は、ビキニでの水爆実験による第五福竜丸の被爆の年でもありました。これは、当時、アイゼンハワー米大統領が原子力発電市場確保の基盤づくりをしようとして一九五三年十二月、国連で平和のための原子力宣言、アトムズ・フォー・ピースを行い、それに呼応したものでした。これに対して、原子力が軍事に利用されることなどを危惧した科学者らの声を反映して、日本学術会議が原子力平和利用のための三原則、民主、自主、公開を政府に強く要求し、これが原子力基本法に取り入れられました。日本に原発市場確保のねらいを定めたアメリカは、一九五五年一月に濃縮ウラン供与を申し入れ、十一月には日米原子力協定が締結されました。この結果、日本の原子力開発は、軽水炉中心のアメリカ依存開発体制がしかれることとなり、日本の原子力開発の自主性が大きく損なわれることとなりました。原子力開発が軍事開発から始まり、原発技術がその落とし子として誕生したという経過は、その後の安全な原発開発研究に大きな問題点を残してきております。被爆国日本の科学者、技術者は例外として、世界の原子力関係の研究者、技術者や関係資源が核兵器開発研究へ動員され、原子力のエネルギー利用を初めとする平和利用の可能性、自由な原子力開発が大きく損なわれてきております。

また、先にも述べましたが、現在の原発は潜水艦用に開発したのを、後から商業用に転用したもので、平和利用の技術としては、いまだ実験段階といってもいい未完成の技術であります。米ソの一連の重大事故の歴史的背景に、こうした事情が横たわっていることも指摘しておくものであります。未完成の技術で